

松本大学同窓会奨学金募集

松本大学同窓会奨学金は、本学建学の理念を顕揚するため、誠実で学習意欲が高く、かつ経済的に就学が困難な学生に対して、学費の一部を貸与するものです。貸与された奨学金は卒業後に返還することになります。

応募資格

1. 誠実で、学習意欲が高いこと。
2. 経済的事情のため就学が困難であること。
3. 在学中に突然の災害等やむをえない事由により学業を続けることが経済的に困難になったもの。
4. 日本学生支援機構の奨学金を受けていないこと。
日本学生支援機構奨学金との併用はできません。
5. その他、松本大学同窓会奨学金委員会が特に認めたもの。

貸与者数

- ① 大学院・総合経営学部・人間健康学部・教育学部・短期大学部に在籍する1年次生 若干名（特待生及び留学生を除く）
- ② コロナウイルス感染症により経済的に困難になったもの 若干名（学年問わず・特待生及び留学生を除く）

貸与金額

- ① 学費のうち授業料分（1年次後期以降）
施設費・諸会費は含まない
- ② 学費のうち授業料分（施設費・諸会費は含まない。）
※申請内容などを鑑み、貸与開始時期については本人の希望を聞き、松本大学同窓会奨学金委員会で判断する。

貸与期間

卒業年度まで（留年した場合、貸与は延長されません。）
①に該当し希望する者は、1年前期分も貸与する。

貸与方法

本人へ送金せず大学事務局へ送金し学費（授業料）に充当する。
貸与と共に借用証書を提出すること。
①に該当し希望する者は1年前期分を本人の口座へ振込をする。

募集期間

2020年7月20日（月）～7月31日（金）

募集方法

2020年度については、コロナウイルス感染症予防対策のため本学ホームページより概要を確認し各自申請を行う。
結果は松本大学同窓会奨学金委員会にて選考の上、通知する。

返還方法

卒業後、規程にて定めた年数で返還（無利息）とし、本人の口座より自動引落としにて月払い。第1回返還は卒業年の10月。

出願〆切

2020年7月31日（金） 必着 ※学生課へ郵送提出